

留意事項

- ・ 交付要綱のほかホームページ掲載資料を確認し、届出・問合せすること。
なお、本件については、事業実施者以外の事業者からの問合せには、トラブル発生の未然防止のため対応しない。
- ・ 「整備計画一覧表」のうち、黄色の列は入力不要とする。
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については、原則補助対象外とする。
- ・ 「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」のうち、以下は対象外とする。
 - ① 平時を含めた使用が想定される設備
 - ※特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、
平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されるため対象外
 - ② 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備